

## 渡嘉敷村プレミアム付商品券（一般用）事業3次販売 事業概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症対応として、原油・物価高騰等に直面する村民に対し、プレミアム付商品券を発行・販売することにより地域経済の活性化と生活者支援を目的とする。

### 2 実施主体

渡嘉敷村

### 3 商品券の名称

渡嘉敷村プレミアム付商品券

### 4 商品券の販売について

#### (1) 販売期間

**令和5年2月1日から令和5年2月28日まで**

#### (2) 使用期間

**令和5年2月28日まで**

#### (3) 商品券

1冊5,000円（額面500円×10枚綴り）を2,500円にて販売 **※数に限りがあります**

#### (4) 購入限度額

10,000円分（4冊）まで **※先着順で売切れ次第終了**

#### (5) 購入対象者

購入引換券をお持ちの方で、村の住民基本台帳に記載のある世帯中1人

#### (6) 販売場所及び販売方法

**村役場 会計課**

対象者が持参する引換券で商品券を販売し、確認印を引換券に押印する。  
確認印は、渡嘉敷村会計管理者の領収印とする。

#### (7) 使用方法

商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、つり銭は支払われない。又、この商品券は、商品券取扱店の商品・サービスを対象とする。ただし、次のものは対象外とする。

① 換金性の高いもの（ビール・米などの商品券、切手・官製ハガキ等）

② 国や地方公共団体への支払い

③ たばこ

④ 不動産・有価証券

⑤ その他、村長が利用対象として適当と認めないもの

**※ 詳しくは『取扱店』にてご確認ください。**

(8) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）

- ① 本券は、村内の商品券取扱店のみで使用できます
- ② 本券は、現金とのお引換はできません
- ③ 本券で他の商品券・たばこ・切手・公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できません
- ④ 本券に発行者印、番号の無いものは無効です
- ⑤ 本券の盗難・紛失・滅失等に対しては、発行者はその責を負いません
- ⑥ 本券では、つり銭は支払われません
- ⑦ 本券の払い戻し（返品・返金）はできません

～問い合わせ先～

渡嘉敷村役場 民生課

TEL・987-2322

FAX・987-2560